○厚生労働省告示第二十七号

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第六条第三項、第七条第二号、第八条第一項第二号、第九条及び第十一条の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十五年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額をそれぞれ次のように定めたので、同令第十三条の規定により公示する。

平成二十五年三月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十五年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額

区分	率又は額
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。）第六条第三項に規定する算定率	〇・〇〇五三三七五九
省令第七条第二号に規定する率	一・一四六二五八八〇
省令第八条第一項第二号に規定する率	〇・九八四七〇一三七
省令第九条に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額	五九，五八八円
省令第十一条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額	五三，五五五円

○厚生労働省告示第二十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表三百八十八の項使用目的、効能又は効果の欄を次のように改める。

体内にカテーテル等を経口的又は経皮的に挿入し、及び配置するために用いること。ただし、中心循環系に接触しない又は中心循環系を経由しないものに限る。	カテーテル等の挿入及び留置のために使用するものであること。ただし、中心循環系に接触しない又は中心循環系を経由しないものに限る。

別表七百六十一の項使用目的、効能又は効果の欄を次のように改める。

○厚生労働省告示第二十九号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

第三第三十号中「対する」の下に「脳死ドナー又は」を加え、第三に次の一号を加える。

四十六　ＮＫＴ細胞を用いた免疫療法　頭頸部扁平上皮がん（診断時のステージがⅣ期であって、初回治療として計画された一連の治療後の完全奏功の判定から八週間以内の症例（当該期間内に他の治療を実施していないものに限る。）に限る。）

○厚生労働省告示第三十号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百二十一条第五項及び同法第百二十二条第六項並びに同法附則第九条第二項の規定により準用された同法第百二十一条第五項の規定により申請のあった全国健康保険協会の疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率並びに全国健康保険協会が定める期間及び控除率の変更について認可したので、同法第百二十一条第六項及び同法第百二十二条第六項並びに同法附則第九条第二項の規定により準用された同法第百二十一条第六項の規定により、告示する。

平成二十五年三月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第三十一号

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成二十四年法律第九十二号）の施行に伴い、及び母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十一条第一項の規定に基づき、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成二十年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月一日から適用する。

平成二十五年三月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

はじめに1の2中「策定することとなった。」の次に次のように加える。

また、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）の就業の支援に関する特別の措置を講ずるとともに、母子家庭及び父子家庭の福祉を図るため、平成24年9月14日、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が成立した。特別措置法第2条は、基本方針について、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと等を規定している。

はじめに1の2中「の趣旨や」を「、特別措置法等の趣旨、」に改め、はじめに1の2中「平成24年度」を「平成26年度」に、「5年間」を「7年間」に改める。

第1の10の2中「人」を「者」に、「無しという」を「がいない者の」に、「が困っていることとして」を「について」に、「おり、子育てや家事の支援の重要性が非常に高い」を「いるとともに、就業面で困難を抱えている者もおり、子育て、家事及び就業の支援が非常に重要である」に改める。

第2の1の1中「母子家庭に」を「母子家庭等に」に改め、同1の2中「母子家庭については」を「母等についてはに」に「母の自立」を「母等の自立」に改め、第2の2の2中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、第2の3の1の標題中「国が講ずべき」を「国等が講ずべき」に改め、同1のイのウの標題中「生活保護受給者等就労支援事業の推進」を「生活保護受給者等の就労・自立の促進」に改め、同1の6を次のように改める。

⑥　助成金を活用した正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母等の雇用の安定化を促進する。

第2の3の1のア（標題を含む。）及びオ（標題を含む。）中「母の」を「母等の」に改め、同1のクの標題及び同ケ中「母の」を「母等の」に、同ケ中「母を」を「母等を」に改め、同1の⑫の標題中「配慮」を「努力」に改め、同⑫中「母の」を「母等の」に改め、「国」の次に「並びに母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成25年政令第3号）に定める独立行政法人及び特殊法人」を加え、「適切な配慮を行う」を「優先的に母子福祉団体等から購入するように努める」に改め、同1中⑰を⑱に、⑭から⑯までを⑮から⑰までに、⑬の次に次のように加える。

⑭　母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置に関する留意

母子家庭の母等の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに従事する人材の養成及び資質の向上に留意する。